

各都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

「労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施について」の運用上の留意
点について

労災労険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施については、昭和62年3月30日付け基発第175号(以下「通達」という。)により指示されたところであるが、これが具体的な取扱いについては、下記事項に留意のうえ、その円滑な運営に配慮されたい。

記

1 通達の記の2(加入時健診対象業務)及び4(加入時健診対象者)について

- (1) 加入時健診は、本来、全員について義務づけることが望ましいが、財政的・技術的問題等もあり、また、事務の省力化の観点から、特に、遅発性の疾病の発症原因となる四業務に限定したものである。

従って、特別加入予定の業務又は作業が加入時健診対象業務以外の業務又は作業である場合は、加入時健診を実施しないこと。

- (2) 加入時健診対象業務を別紙のとおり例示したので、この範囲の特別加入業務又は作業を行う特別加入予定者について加入時健診を実施すること。
- (3) 労災保険法第27条第6号及び第7号に規定する海外派遣者については、加入時健診対象者から除外する。

なお、同法第5号に規定する者のうち職場適応訓練作業従事者についても、訓練が短期間であり、遅発性疾病に罹患する可能性が少ないことから加入時健康対象者から除外する。

2 通達の記の5の(1)(健康診断証明書の提出)について

- (1) 健康診断証明書の提出が必要か否かの判断は、都道府県労働基準局長が行うこととされているが事務の迅速処理のため、所轄労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)は、特別加入の事業主又は団体に対して、通達の記の5の(2)に示された方法に従ってあらかじめ所轄署長に「加入時健診申出書」を提出して健康診断を実施し、当該健康診断に基づく健康診断証明書を申請書又は変更届に添付して提出するよう指導すること。

なお、新たに団体を組織して特別加入の申請を行う場合の健康診断証明書の提出に限っては、当該団体が事務に不慣れであることを考慮して、事前に申請書を提出させ、これに基づき所轄署長が加入時健診を指示することとする。

また、申請書又は変更届が都道府県労働基準局へ直接提出された場合には、当該申請書又は変更届は受理せず、改めて所轄署長に提出させること。

- (2) 雇用労働者であった者が、退職後引き続き特別加入する場合において、雇用労働者の時に実施した健康診断の結果により作成された証明書等を健康診断証明書に代えて提出することは

原則として認めない。

ただし、特別加入の申請又は変更の届出を行った日前6ヶ月以内に実施した健康診断であつて、診断の項目、内容が通達で定める健康診断証明書に相当すると認められる場合は、当該健康診断書を代用することを認めることとする。

- (3) 所轄署長は、申請書又は変更届に、加入時健診対象者にかかる健康診断証明書が添付されていない場合は、加入時健診について指導するとともに、健康診断証明書の提出があるまでは、申請書又は変更届を受理しないこととする。

3 通達の記の5の(2)(加入時健診の実施等)について

「特別加入健康診断指示書」において、加入時健診を指示する期間は1ヵ月間とする。

4 通達の記の6の(1)(診断実施機関の指定及び委託契約)について

- (1) 日本医師会に対し、労働省労働基準局長から、加入時健診の実施及び健康診断実施機関の指定について協力を要請したところであるが、地方局にあつても、都道府県医師会に対し、必要に応じ協力を要請すること。

- (2) 加入時健診を円滑に実施するため、速やかに健康診断実施体制の整備を図ることとし、できれば加入時健診実施機関名簿等を作成して特別加入者の利便を図ること。

また、診断実施機関の指定に当たっては、労災指定医療機関名簿、特殊健康診断機関名簿等から健康診断の実施可能な機関を把握し、検診用機器の整備状況等から実施しうる健康診断の種類等を確認したうえで、当該医療機関との間で委託契約を締結すること。

- (3) 所轄局長は、診断実施医療機関と委託契約を締結(解消を含む)した場合には、その都度管内労働基準監督署長に対して当該医療機関名簿を送付すると同時に、本省補償課に対しても報告すること。

なお、本省補償課においては、各都道府県労働基準局長から報告された医療機関をとりまとめ、定期的に各都道府県労働基準局長あて送付することとする。

- (4) 診断実施機関の指定に当たっては、加入時健診の対象となるすべての検診が行える医療機関又は健康診断機関が望ましいが、特定の業務に係る検診のみを行う医療機関又は健康診断機関を指定しても差し支えない。

- (5) 指定する数については、当該局における特別加入予定者数、地理的事情等を考慮して定めるものとする。

5 通達の記の6の(2)(検査及び診断の費用)について

- (1) 加入時健診のための検査については、次によることとする。

特定の検査を行った結果、通達の記の8の(1)のイに該当すると認められた場合には、それ以外の検査を行う必要はないこと。

- (2) 加入時健診のための検査に要した費用については、労災診療費の額の算出方法の例により算出した額により支払うこととし、初診料についても労災診療費の例にならない請求を認めて差し支えない。

なお、初診料については「特別加入健康診断費用請求書」の「その他」の欄に記入して請求するよう指導すること。

- (3) (2)により算出できない検査については、実費相当額を支払うものとする。

6 通達の記の7(特別加入予定者の健康状態の確認等)について

- (1) 特別加入予定者の健康状態の確認は、健康診断証明書に基づいて行うこととするが、当該健康診断証明書の診断結果だけでは十分な確認ができない場合、その他特に必要な場合は、追加の検査、精密検査等を指示するものとする。

なお、この場合の指示の方法及び費用の支払いについては、通達記の5の(2)及び記の6の(2)、(3)の方法に準ずるものとする。

7 通達の記の8(加入時健康診断の取扱い)について

(1) 特別加入の制限

都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、加入時健診結果に基づく特別加入の制限について事前に労働保険事務組合、特別加入団体等に対して周知、理解されるように努め、特定業務に就業できない程度の疾病に罹患している者については、加入申請又は変更の届出に際し、あらかじめ特別加入予定者の名簿から除外しておくよう指導すること。

(2) 特別加入の制限についての通知

通達記の8の(2)のニにより特別加入を認める場合には、申請書別紙又は変更届の備考欄に特別加入を認めない業務の内容を朱書して通知すること。

8 その他の留意事項

加入時健診は、通達に示すとおり4月1日以降の特別加入について適用することとするが、加入時健診制度の実施に当たっては、診断実施機関の指定及び委託契約の締結、労働保険事務組合等関係者に対する周知等の準備が必要である。

このため、本年度においては4月1日から6月30日までをその準備機関にあてるので、その間については、健康診断証明書が添付されずに申請書又は変更届の提出があったものについてもこれを受理することとし、これらの特別加入者については7月1日以降に改めて健康診断証明書を提出させることとする。

したがって、4月1日から6月30日の間に発症した疾病について保険給付の請求があった場合には、従前の方法により個別に業務起因性を判断することとする。

特別加入の加入時健診を必要とする業務の種類

特別加入しようとする業務の種類	具体的内容	過去の業務歴の範囲
<p>1. 一人親方等</p> <p>イ 粉じん作業を行う業務（じん肺法施行規則別表（じん肺法第2条関係）に定める作業）</p> <p>ロ 振動工具を用いて行う業務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>振動工具の例</p> <p>さく岩機、鉄打ち機、チェーンソー、チップングハンマー、コンクリートブレーカー、ブッシュクリナー等</p> </div> <p>ハ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う業務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>有機溶剤の例</p> <p>アセトン、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、</p> </div>	<p>1. 建設業の一人親方</p> <p>主として</p> <p>① 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業</p> <p>② 研ま材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物もしくは金属を研まし、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業</p> <p style="text-align: center;">（石工、はつり工等）</p> <p>2. 家内労働者</p> <p style="text-align: center;">じん肺法第2条第1項第3号の粉じん作業（陶磁器の製造業）</p> <p>1. 林業の一人親方（木材の伐採の作業に従事する者）</p> <p>2. 建設業の一人親方（掘削工、はつり工等常時振動工具を用いて業務を行う者）</p> <p>3. 指定農業機械作業従事者（チェーンソー等を用いて農作業を行う者）</p> <p>1. 建設業の一人親方</p> <p>主として屋内において有機溶剤含有物を用いて行う塗装の作業（塗装工）</p> <p>2. 家内労働者</p>	<p>粉じん作業を行う業務（じん肺法施行規則別表（じん肺法第2条関係）に定める作業）</p> <p>振動工具を用いて行う業務</p> <p>有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う業務</p>

特別加入しようとする業務の種類	具体的内容	過去の業務歴の範囲
<p>クロルベンゼン、クロロホルム等</p>	<p>労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤又は有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第2号の有機溶剤含有物を用いて行う作業（化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造・加工の作業に従事する者）</p>	
<p>ニ 鉛又は鉛化合物を用いて行う業務</p> <p>鉛化合物の例 酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、珪酸鉛等</p>	<p>家内労働者</p> <p>① 労働安全衛生法施行令別表第4第6号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する軸薬を用いて行う施軸の作業</p> <p>② 鉛化合物を含有する器具を用いて行う絵付けの作業</p> <p>③ ①又は②の作業を行った物の焼成の作業 （陶磁器の製造の作業に従事する者）</p>	<p>鉛又は鉛化合物を用いて行う業務</p>
<p>2. 中小事業主等</p>		
<p>イ 粉じん作業を行う業務</p>	<p>じん肺法施行規則別表（じん肺法第2条関係）に定める作業</p>	<p>同 左</p>
<p>ロ 振動工具を用いて行う業務</p> <p>振動工具の例 さく岩機、鉄打ち機、チェーンソー、チップングハンマー、コンクリートブレーカー、ブッシュク</p>	<p>労働基準法施行規則別表第1の2第3号3に規定する業務</p>	<p>同 左</p>

特別加入しようとする業務の種類	具 体 的 内 容	過去の業務歴の範囲
<p>〔リーナー等〕</p> <p>ハ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う業務</p> <p>〔有機溶剤の例 アセトン、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、クロロベンゼン、クロロホルム〕</p>	<p>労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤又は有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第2号の有機溶剤含有物を用いて行う作業</p>	<p>同 左</p>
<p>ニ 鉛又は鉛化合物を用いて行う業務</p> <p>〔鉛化合物の例 酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、珪酸鉛等〕</p>	<p>労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる鉛業務</p>	<p>同 左</p>